

2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画

令和 2 年 2 月 18 日
内閣総理大臣決定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。

記

指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）に則り、2019 年度事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に則して速やかに 2020 年度事業計画及び 2020 年度収支予算の案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項に従い事業報告を適切に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

2020 年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して 2 か年目となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、2020 年度においても引き続き、制度運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。このため、2020 年度採択事業の助成総額の目安は、2019 年度採択事業の助成総額を下回らない規模かつ 40 億円以下とする。2020 年度休眠預金等交付金の額は、2020 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2020 年度に必要となる額に 2020 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹を加えたものとする。

¹ 法第 8 条、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令第 1 条に基づく経費。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第 19 条第 2 項第 1 号）

基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を目指すこととする。

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

基本方針「第 3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2020 年度においては、引き続き基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務²」の基礎を適切に構築すべく事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。また、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務³」についても、可能なものから実施に取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2020 年度事業計画に基づく助成等関係業務を本年秋季には開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。また 2019 年度の資金分配団体の選定結果を踏まえ、本制度の意義、内容及び公募等について、十分な周知を行う。

2020 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。また、休眠預金を活用した貸付けや出資の在り方等について、必要な調査に着手する。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

指定活用団体は、基本方針「第 3 1. (1) ①資金分配団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。その際、2019 年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善を図ることとする。また、資金分配団体による民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第 7

²「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

³「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」は、①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。

2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に、基本方針「第3 1 (1) ①b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」について、検討を進める。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針⁴に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。その際、指定活用団体は、第三者評価及び外部評価の対象とするものについての費用負担の在り方等について明確化する。

また、2019年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、指定活用団体が行う総合的な評価の在り方について、休眠預金等活用審議会での議論を含め、検討を進める。

6. その他

- (1) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」（平成31年1月11日内閣府）において指定の条件として付された事項⁵に関して、引き続き適確に対応するものとする。
- (2) 指定活用団体は、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、プログラムオフィサー並びに非営利団体出身の役員等の拡充に向けて取り組み、所要の経費等を2020年度収支予算に計上することとする。

⁴ 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」（一般財団法人日本民間公益活動連携機構 2019年7月19日公表）

⁵ 「立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性をしっかり担保する仕組みを構築すること」「5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること」「今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること」